

エイチ・エス損保の現状 2012



 **エイチ・エス損害保険株式会社**

目次

はじめに	1
I 当社の概況および組織	2
1 代表的な経営指標	2
2 経営方針	2
3 当社の特色	3
4 当社の沿革	4
5 株主・株式の状況	4
6 役員の状況	5
7 従業員の状況	6
8 当社の組織	7
II 保険会社の主要な業務の内容	7
1 取扱商品	8
2 各種サービス	8
3 保険の仕組み一般	10
4 保険約款	11
5 保険料	12
6 保険金の支払	12
7 保険募集	12
III 保険会社の主要な業務に関する事項	14
1 2011年度における事業の概況	14
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	16
3 業務の状況を示す指標	16
4 責任準備金の残高の内訳	25
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	26
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	26
IV 保険会社の運営	27
1 リスク管理体制	27
2 法令等遵守の体制	28
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	29
4 社外・社内の監査・検査体制	29
5 コーポレートガバナンスの体制	29
6 内部統制システムの構築に関する基本方針	30
7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	31
8 反社会的勢力の排除のための基本方針	34
9 利益相反管理の基本方針	34
V 財産の状況	35
1 計算書類	35
2 リスク管理債権	41
3 債務者区分に基づいて区分された債権	42
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	42
5 時価情報	43
6 その他	43
VI 保険会社およびその子会社等の概況	43
1 保険会社およびその子会社等の主要な概況	43

はじめに

東日本大震災の発生より、一年余りが経過しました。改めまして、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

エイチ・エス損保の旅行保険は、開業以来多くの方々のご支援を受け、おかげさまで、延べ 250 万人を超えるお客様（契約者数 平成 24 年 6 月末）にご利用をいただくことができました。

日頃のご愛顧に感謝いたします。ありがとうございました。

私たちは、「より分かりやすく、より安心感の高い商品を」というお客様のご要望にお応えすべく、新商品の開発および商品の改善に取り組んでおります。

昨年 6 月には、ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の販売を開始いたしました。この「スマートネット」は、損保商品の原点とも言える〈適正な補償を低廉な価格で〉を実現すべく、コストの追求と市場性に焦点をあてて開発した商品です。発売から一年を迎え、本年 8 月より、販売手法の変更、保険料の見直しなどを実施し、よりパワーアップいたします。

さらに、代理店店頭にてご契約いただける海外旅行保険についても、本年 7 月に商品内容を変更し、旅行事故緊急費用補償特約の新設、賠償責任危険補償特約の改定を行いました。

また、保険金のお支払いについても、海外旅行保険、国内旅行総合保険ともに、従来請求完了日から 30 日以内であった保険金支払期限を、15 営業日以内に短縮する、当社独自の迅速な保険金支払を実現しています。

これらの取組みは、私たちの経営理念である「変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続ける」そして「お客様に最高のサービスを提供する」を実践したものであります。

一方で当社は、引き続きコンプライアンスおよびリスク管理の推進を通じて、経営の健全性を高めるとともに、当社の考え方や、商品・サービス、経営に関する情報を誠実にわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。

今後も、さまざまな取組みを通して、「保険は『エイチ・エス損保』」とのお声を頂戴できる企業へと成長できますよう、社員一同さらに努力してまいります。

なお一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

エイチ・エス損害保険株式会社

代表取締役社長

松尾 昭男

※ 本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

	2010年度	2011年度
正味収入保険料	2,371百万円	2,833百万円
正味損害率	29.7%	31.3%
正味事業費率	58.1%	55.5%
保険引受利益	89百万円	119百万円
経常利益	90百万円	121百万円
当期純利益	87百万円	212百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	754.7%	614.6%
総資産額	2,298百万円	3,003百万円
純資産額	1,148百万円	1,360百万円

(注) 1. リスク管理債権はありません。

2. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。

2. 経営方針

経営理念

(1) 変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続けます。

変革が叫ばれる今日、私たちは自らをその変革の土と捉え、創生・創造を重んじ、損害保険のあるべき将来像を追求し、同じ志を共有する人材の集団を形成して、損害保険事業に新たな潮流を生み出すことができるよう挑戦し続けます。

(2) 目線は常にお客様に、お客様に最高のサービスを提供します。

保険加入から保険金支払いに至るまで、常にお客様に高い満足感を感じていただけるよう、最高のサービスを提供し続けること。それが、私たちの目指す保険サービスです。保険加入時における商品内容や加入手続きの分かりやすさ、そして事故発生時における丁寧・親切・迅速な対応。そのようなサービスを、いつ、誰にでも提供できる体制を確立します。

(3) 保険のプレゼンス向上に寄与します。

残念なことに、テロや大災害など、世界には危険が渦巻いています。保険商品の普及を通じて、より多くの皆様に世界のあらゆる場所で安心を実感していただくことが、損害保険のプレゼンス（存在感）を高めていくことにも繋がると、私たちは確信しています。

<経営方針>

(1) ローコスト経営で消費者に還元

「適正な補償を、廉価な保険料で」が損害保険の原点と考えますが、既存の保険会社においては、過去度重なる料率改定を通じて、保険料の引き下げを行わずに補償範囲の拡大を行った結果、顧客ニーズに対する対応力は大いに上がった現実があります。

半面、自由化、多様化および細分化の進展に伴って、契約者・被保険者のニーズにも幅ができており、保険料は補償内容との比較で二極化の方向に変化しているものと推察します。

当社は、コストを低いレベルに抑えることで、適正な補償のまま保険料を低くした商品を提供することが可能であると考えます。

また、人員が少ないことの効果として、個人間・組織間の助け合い意識の向上を図り、情報収集・情報の共有化を徹底して推し進め、業務の効率的な運営を行います。

(2) 種目・チャネルの限定

当社は、販売する保険種目を当面、旅行保険および火災保険に限定します。

旅行保険については、当社の株主でもあるエイチ・アイ・エス社をはじめとする旅行代理店、旅行関連業者での旅行保険募集を基礎にして、代理店委託・保険募集を推し進めることで、効率的なチャネルの構築・保険募集が可能と考えます。

旅行保険は、世界平和の前提に健全なる旅行販売の成果物の一つとして成り立っており、その原則に異変が生じると、過去の例では、1991年の湾岸戦争、2001年のテロ、2003年のイラク戦争、SARS、あるいは日本経済が構造的な不況などの事態に至った場合は、その事業計画の変更を含め全てに大きなマイナスの影響を否が応でも受けてしまうこととなります。

その点を鑑みて、事業のもう一つの柱として火災保険を取り扱いたいと考えます。主として当面は不動産業者からの賃貸契約に基づく火災保険から販売をスタートします。

また、販売チャネルは、旅行者・旅行関連業者及び不動産業者に限定しますが、銀行・コンビニエンスストアなども将来のチャネルとして考えていきます。

販売する保険種目およびチャネルを限定することにより、システム開発コスト、システム運用コスト、人材採用、人材の配置、ひいては物件費に至るまで、コスト削減が可能となります。

そして、この基礎の上に利便性が高く、広く市場から支持される保険を開発・提供し続けることで、健全かつ堅実な損害保険会社運営を行います。

(3) 新たなるチャレンジャーとしての存在

当社は、損害保険業界で「顧客に最も近い、チャレンジャー」としてありたいと考えます。当社の存在意義は、一人一人の顧客の声やニーズに注目し、顧客の視線で業務改善ができるような小回りのよい保険会社となることだと考えています。

既存の保険会社にはないお客様との距離感を保ち、後発の小さな保険会社としてのメリットを最大限有効活用して小回りの効く運営をすることにより前進していこうと考えます。そのような観点から当社が市場に望む事柄は、特に海外旅行者に対して100%の付保案内をし、できるだけ高い付保状況を作りたいということであります。

海外における不幸な事故は依然として後を絶ちません。一人でも多くの旅行者に特に海外における保険の重要性・必要性を、旅行業代理店、ホームページ、あるいは広告媒体などを通じて訴え続けていきたいと考えます。この姿勢のもとに、加入し易い商品の提供および事故の際の親切・迅速な保険金支払サービスの提供を通じて、不幸にも事故に遭われた海外旅行者の方々の一日でも早い日常生活への復帰にむけて、主に経済生活面でサポートしたいと考えます。

行動指針

- (1) 自立とたゆまぬ挑戦
- (2) 探求と開拓者精神の高揚
- (3) 常に誰かのために
- (4) 情熱と実行を忘れない
- (5) 責任の自覚から自発の責任へ

3. 当社の特色

エイチ・エス損保は、澤田ホールディングスグループの一員です。

旅行業、航空業そしてレジャー産業を革新してきた澤田秀雄率いる澤田ホールディングスグループのメンバーとして、当社は、損害保険業にも新しい風を吹き込むチャレンジャーであり続けます。

エイチ・エス損保は、生まれたばかりの損害保険会社です。

当社は、営業開始から5年目に入りましたが、損害保険業ではまだまだ新しい会社です。新しいプレーヤーらしく、これまでの業界の常識や慣例にとらわれない発想で補償やサービスを見直し、お客様に新たな選択をご提供したいと考えています。

エイチ・エス損保は、専門の保険マーケットに特化した会社です。

当面は旅行に関する保険や家財の保険に特化していますので、専門分野を持つ会社の強みを活かし、お客様のニーズに対して身軽に素早くお応えしていきます。

4. 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）設立 （資本金2,000万円）
2005年10月	資本金1億円（増資）
2005年12月	資本金10億円（増資）
2007年9月	商号を「エイチ・エス損害保険株式会社」に変更するとともに、第三者割当により資本金を16億1,200万円に増資
2007年10月	損害保険業免許取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	インターネット通販を開始
2008年9月	代理店の保険料精算方法に、DA方式（日次精算）を追加
2008年11月	モバイル（携帯電話）直販を開始
2009年7月	海外旅行保険の改定
2009年7月	媒介代理店を通じた保険募集を開始
2009年8月	本店を東京都新宿区四谷三丁目12番に移転
2009年11月	モバイル用ホームページ開設
2009年12月	インターネット直販専用海外旅行保険<ネット得！>発売
2010年4月	保険約款を改定し、保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の30日から原則15営業日に短縮 旅行特別補償保険発売
2010年7月	国内旅行総合保険発売 関西駐在設置
2010年10月	国内航空傷害保険『ワンフライト保険』発売
2011年3月	旅行事故対策費用保険発売
2011年4月	家財総合保険『やさしいネット』発売
2011年6月	ネット専用海外旅行保険『スマートネット』発売 インターネット直販専用海外旅行保険<ネット得！>販売終了
2011年7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」のスマートフォン専用契約申込みサイトの運用開始 お客様専用サイト『クローバーページ』開設
2011年8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」Androidアプリ提供開始
2011年9月	羽田空港国際線出発ロビーにおける広告看板設置
2011年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」iPhoneアプリ提供開始
2011年12月	海外旅行保険サポートサービスの拡充（カメラ・ビデオカメラ等修理サービス開始）
2012年6月	国内旅行総合保険の改定
2012年7月	海外旅行保険の改定
2012年8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」保険料改定

5. 株主・株式の状況

（1）基本事項

総会開催時期	毎年4月1日から3か月以内に開催いたします。
決算期日	3月31日
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

（2）株主総会

第7回定時株主総会

2012年6月22日に開催され、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 1. 第7期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり取締役に鈴木芳夫、松尾昭男、楠原成基および堤信博の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。なお、楠原成基氏、鈴木芳夫氏は社外取締役であります。

（3）株式の分布状況

（2012年3月31日現在）

区分	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等（うち個人）	個人その他	計
株主数（人）	—	—	—	19	—	5	24
所有株式数	—	—	—	31,360	—	880	32,240
割合	—	—	—	97.3%	—	2.7%	100%

(4) 大株主（上位10位まで）

(2012年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
澤田ホールディングス株式会社	16,000株	49.6%
株式会社エイチ・アイ・エス	6,000株	18.6%
ワールド・キャピタル株式会社	2,600株	8.1%
I I B株式会社	2,000株	6.2%
株式会社ユーラシア旅行社	2,000株	6.2%
株式会社福利厚生課	700株	2.2%
株式会社フィナンストリーム	600株	1.9%
株式会社ディーエスイーネットコンサルティング	400株	1.2%
井川 幸広	300株	0.9%
内川 淳一郎	300株	0.9%
計	30,900株	95.8%

(5) 資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘要
	増減額	残高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(6) 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額 （百万円）	摘要
普通株式	2005年5月24日	400	20	（2名）
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	（2名）
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	（2名）
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当（19名）

6. 役員状況

役職	氏名	略歴
取締役会長 （社外取締役）	鈴木 芳夫	1981年4月 株式会社インターナショナルツアーズ（現エイチ・アイ・エス）入社 1985年9月 同社取締役 1990年10月 同社取締役総務部長 1993年2月 同社取締役経理部長 1996年6月 同社取締役関東営業本部長 1997年11月 同社常務取締役 1997年11月 株式会社マップインターナショナル代表取締役副社長 1999年11月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役管理部長 2000年10月 同社常務取締役経理部管掌兼関係会社管理部長 2002年6月 同社常務取締役監査室・経理部管掌兼関係会社管理部長 2004年6月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社取締役相談役 2009年1月 同社相談役 2010年4月 エイチ・エス損害保険株式会社取締役会長（現任）
代表取締役社長 （経営戦略部門担当）	松尾 昭男	1974年4月 安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 2005年4月 株式会社ディーエスイーネットコンサルティング事業企画部長 2005年5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 （現当社）代表取締役社長（現任） 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 （現エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社）社外取締役（現任）

役 職	氏 名	略 歴
取 締 役 (社外取締役)	楠原 成基	1982年12月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 取締役 (現任) 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役 管理部門総轄兼海外事業本部長 2010年4月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2010年12月 同社常務取締役管理部門総轄 国内旅行事業本部及びインバウンド 事業部管掌 海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2011年3月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼 国内旅行事業本部長 (現任)
取 締 役 (経営管理部門担当)	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 2008年5月 エイチ・エス損害保険株式会社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長兼業務部長兼販売制度部長兼事務企画・システム部長 2011年7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 (現任)
常勤監査役 (社外監査役)	藤井 俊明	1967年4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 1988年4月 同社大分支店長 1994年4月 同社サービスセンター業務部長 1995年11月 同社理事社長室業務革新室長 1997年1月 同社検査部長 2002年3月 東京建物株式会社常任監査役 2004年4月 株式会社損保ジャパンひまわり生命監査役 2005年6月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 顧問 2006年2月 当社常勤監査役 (現任)
監 査 役 (社外監査役)	太田 孝昭	1988年5月 太田税務会計事務所 (現OAG税理士法人) 開設 1988年5月 株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役 (現任) 1991年11月 株式会社ビジコム設立 代表取締役 (現任) 1997年4月 社会福祉経営研究会 (現総合福祉研究会) 会長 (現任) 2005年4月 株式会社福祉総研設立 代表取締役 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 監査役 (現任) 2007年1月 OAG税理士法人設立 代表社員 (現任) 2011年6月 株式会社福祉総研 監査役 (現任)
監 査 役 (社外監査役)	矢板 賢	1970年4月 丸文株式会社入社 1979年4月 公認会計士森助紀事務所入所 1982年7月 公認会計士矢板賢事務所開設 1988年8月 KPMG ピートマーウィック・ニューヨーク会計事務所 シニアマネジャー 1990年10月 国際証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 企業情報室長 1992年10月 同社経営調査部長 1996年6月 同社財務部長 2002年9月 同社財務企画部長 2002年12月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 シニアマネジャー 2005年12月 エイチ・エス証券株式会社 (現澤田ホールディングス株式会社) 執行役員財務部長 2010年3月 エイチ・エス損害保険株式会社 監査役 (現任) 2010年4月 エイチ・エス債権回収株式会社 監査役 (現任) 2010年12月 オリエン特証券株式会社 代表清算人 (現任)

- (注) 1. 取締役鈴木芳夫、楠原成基は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

7. 従業員の状況

(1) 従業員の状況

(2012年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
62 名	38.4 歳	2.7 年	5,143 千円

- (注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、休職者、派遣職員を除きます。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目的として、主に業務経験者の採用により、即戦力となる人材の確保を行います。その一方で、2012年度より新卒採用を開始し、若い人材の育成にも努めています。

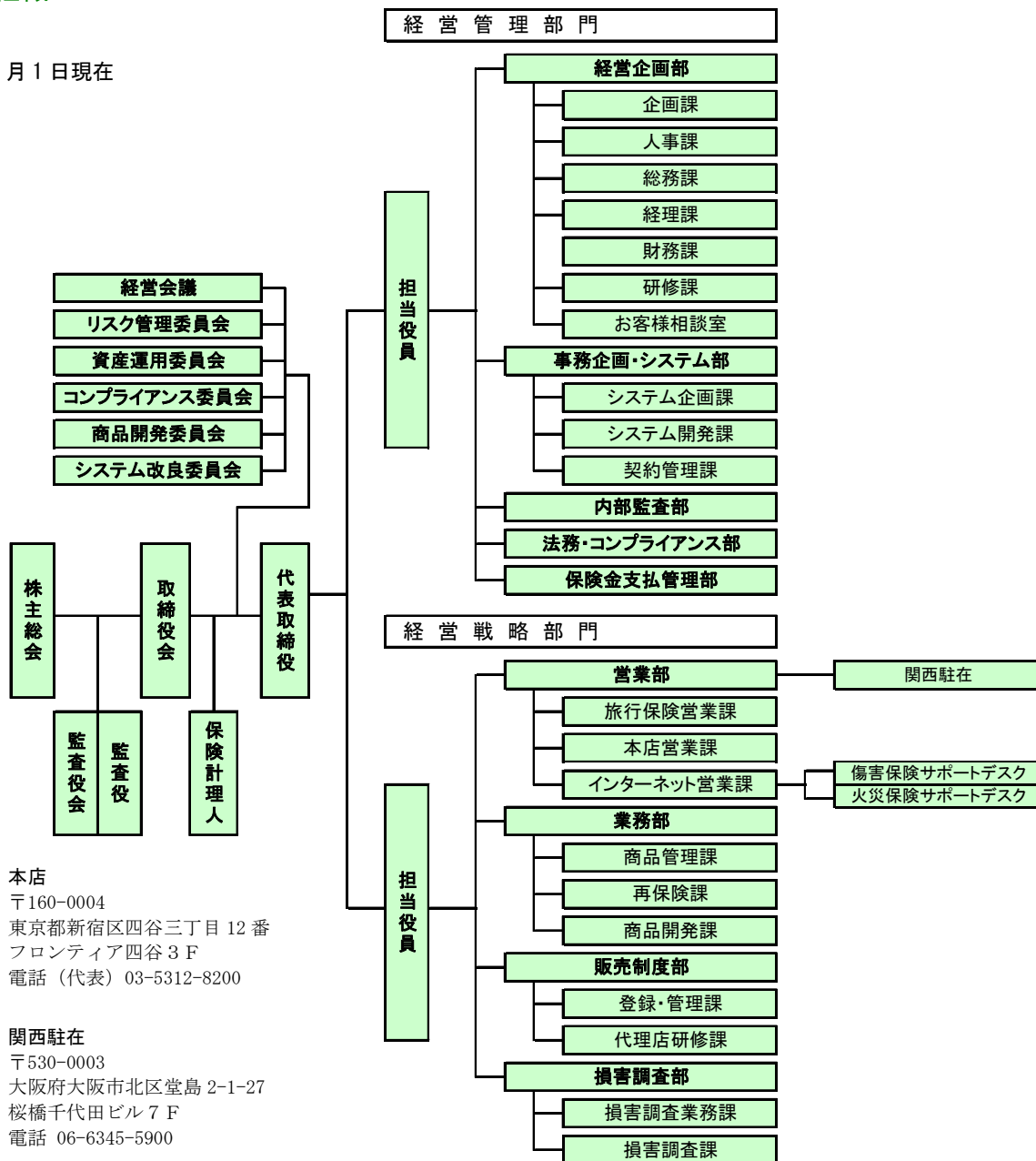
(3) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険）
- ・ 慶弔見舞金制度
- ・ 育児休業制度
- ・ 介護休業制度

8. 当社の組織

2012年7月1日現在



本店
〒160-0004
東京都新宿区四谷三丁目12番
フロンティア四谷3F
電話 (代表) 03-5312-8200

関西駐在
〒530-0003
大阪府大阪市北区堂島2-1-27
桜橋千代田ビル7F
電話 06-6345-5900

II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。(2012年7月現在)

- 損害保険業 (1) 保険の引受：傷害保険および火災保険の引受
- (2) 資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

1. 取扱商品

(1) 販売商品

① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや疾病により死亡した場合や治療を受けた場合に保険金をお支払いするほか、ケガや疾病等が発生し家族が現地に赴く費用等を補償する救援者費用、携行品の盗難・破損などの損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用 海外旅行保険 (スマートネット)	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損による損害等を補償します。
国内旅行傷害保険 (国内旅行総合保険)	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、携行品の盗難・破損等による損害、賠償責任を補償する保険です。
国内航空傷害保険 (ワンフライト保険)	国内の航空機に搭乗している間に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いする保険です。
家財総合保険 (やさしいネット)	賃貸住宅に収容される家財に生じた火災をはじめとする様々な損害や賃貸住宅の入居者が負う賠償責任を補償する賃貸住宅入居者向けの家財専用火災保険です。
地震保険	地震、噴火、津波により生じた損害を補償します。地震保険は単独で契約することはできず、家財総合保険とセットで契約します。

② 主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

(2) 新商品の開発状況

2009年	7月	・海外旅行保険の商品内容を改定。携行品損害の損害額算定基準を時価額から再調達価額に変更したほか、治療・救援費用について保険金額「無制限」の引受けを開始
	12月	・インターネット・ダイレクト契約専用海外旅行保険 <ネット得!> の販売を開始
2010年	4月	・保険法施行に伴い海外旅行保険の約款を全面改定。お客様のご要望により一層応えた商品とするため、保険金の支払期日について従来の30日以内からお客様の請求が完了した日からその日を含めて原則15営業日以内に支払手続きを完了するよう約款を改定 ・旅行特別補償保険の販売を開始
	7月	・国内旅行傷害保険「国内旅行総合保険」のインターネットおよびモバイルによる販売を開始
	10月	・国内航空傷害保険「ワンフライト保険」のモバイルによる販売を開始
2011年	1月	・海外旅行保険の保険料を改定
	3月	・旅行事故対策費用保険の販売を開始
	4月	・賃貸住宅入居者の家財を補償する家財総合保険「やさしいネット」および地震保険の販売を開始
	6月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の販売を開始
2012年	6月	・国内旅行傷害保険「国内旅行総合保険」の販売タイプの変更および保険料を改定
	7月	・海外旅行保険の商品内容の改定。旅行中の予期せぬ偶然な事故によって負担を余儀なくされた費用を補償する「旅行中の事故による緊急費用補償特約」を新設したほか、賠償責任危険補償特約をセグウェイ等に乗車中に第三者に与えた身体障害、財物の破損についても補償できるよう改定

2. 各種サービス

当社では、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

(1) エイチ・エス サポートサービス

海外旅行中に困ったとき、緊急事態が発生したときにエイチ・エス サポートセンターまでご連絡ください。スタッフが、24 時間 365 日、事故のご報告をはじめとする各種のご相談を日本語で受け付け、必要な対応方法をご案内するとともに、必要に応じて次の手配サービスを行います。

病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約手配いたします。

緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配いたします。

帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がございましたら帰国手配いたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

(2) キャッシュレス・メディカルサービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関の充実したネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

(3) 旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、当社提携の修理会社が破損した旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等の引き取り、修理および納品を行います。修理代金は当社から修理会社へ直接支払います。

(4) お客様の声を業務に活かすために

① 「お客様の声」の受付状況

当社は「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」を目指します。

お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の表明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものにとらえ、苦情を業務改善に生かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2011 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下の通りです。

苦情受付件数四半期ごとの推移（2012 年 3 月末時点）

2011 年度の件数(単位：件数)

苦情区分	第 1 四半期 4 月～6 月	第 2 四半期 7 月～9 月	第 3 四半期 10 月～12 月	第 4 四半期 1 月～3 月	合計	構成比
契約・募集行為	1	2	2	4	9	8.7%
契約の管理・保全・集金	1	1	1	1	4	3.9%
保険金	13	26	26	25	90	87.4%
その他	0	0	0	0	0	—
個人情報	0	0	0	0	0	—
合計	15	29	29	30	103	100%

② お客様の声を活かしたツール改善・商品改定例

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、パンフレット及び商品の改定・改善を行いました。

- ・ これまでは、インターネット専用国内旅行総合保険のご契約の際には、1回の手続きでは1名しかご加入ができなかったところ、ご要望により、1回の手続きで最大10名様まで加入できるように、システム改良を行い、家族旅行や職場旅行などのグループ旅行でも、効率よくご加入できるように改善した。
- ・ 一部の保険申込書では、「死亡保険金受取人の指定ができない」ことに対応する注意文言が記載されていないとのご指摘があったため、死亡保険金受取人の指定を行う場合の対応についての表記を追加した。

③ お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
<p>◆エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室 連絡先電話番号 0120-937-836（通話料無料） 【受付時間：平日の午前9時～午後5時】携帯・PHSからもご利用いただけます。</p>
事故のご報告に関する窓口
<p>◆エイチ・エス損害保険株式会社 損害調査部 損害調査課 連絡先電話番号 03-5312-8210 【受付時間：24時間年中無休で受け付けています。】 ※事故報告の受付以外は、平日の午前9時～午後5時で対応します。 ※事故発生時の対応（海外での事故発生時の連絡方法等）については、 「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。</p>

④ 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぼ ADR センター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぼ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぼ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022-808

IP 電話や PHS から 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

3. 保険の仕組み一般

（1）保険制度

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個人々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

(3) 再保険

個々の保険会社の資金量は有限であり、当然その保険金支払能力には限りがあります。一方、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

このため保険会社は、引き受けた保険金支払責任のうち自らの負担能力を超える金額を、国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の平準化と分散を図っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社の保険金支払責任を引き受けることを「受再」といいます。また、再保険を行った後になお自らが保険金支払責任を負担することになる金額を「保有金額」といいます。

当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズをはじめ欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

当社の受再方針

当社は、「地震保険に関する法律」に基づく地震再保険契約を除き、受再を行わないこととしています。

4. 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

保険約款は、保険会社や保険契約者等が保険契約に関して持つ権利と義務について詳細に定めたものであり、保険金を支払う場合（注1）、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務（注2）、通知義務（注3）、保険金請求手続などが定められています。

保険約款は、保険種目ごとに基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足、修正する目的でセットする特約により構成されるのが一般的ですが、海外旅行保険のように、普通保険約款では用語の定義や共通規定のみを記載し、補償内容はすべて特約において定めている保険種目もあります。

(2) 契約時の留意事項

ご契約時には、当社の社員または代理店からパンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）などにより、十分に説明を受け、内容をご理解いただいたうえで、お申し込みください。

また、意向確認事項に関する書面や保険契約申込書により、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認のうえ、ご契約ください。

(3) 保険約款に関する情報提供方法

当社では、ご契約時に保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）で、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。

特に保険金をお支払いする場合（注1）、保険金をお支払いできない主な場合、告知義務（注2）、通知義務（注3）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、これらをよくお読みいただき、内容について十分にご理解ください。

（注1）保険金をお支払いする事故等のほか、事故により一定の金額以上の損害が生じた場合に保険金をお支払する

ことを定めている場合もあります。

(注2) 告知義務とは、ご契約時に保険会社が告知を求める重要な事項について答えていただく義務をいいます。

(注3) 通知義務とは、ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

(注4) 重要事項等説明書とは、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意くださいいただきたい情報（注意喚起情報）を記載した書面をいいます。

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくことになっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払できません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、規定に従って保険料を返戻いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険料を請求または返戻します。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金の支払

(1) 保険金の支払の仕組み

契約内容の確認

ご契約者より事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容を保険契約申込書またはオンラインシステムにより確認します。

事故原因・損害状況の調査

ご契約者より事故の報告を受けて保険契約内容の確認と事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認のうえ、お支払可能な保険金の種類をご案内します。

損害額、保険金の算出

ご契約者、被保険者、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、保険金支払額を決定します。

保険金の支払

ご契約者より所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから 15 営業日以内に保険金お支払の手続きをとります。平均支払所要日数は、約 8 日（当社 2011 年度実績）。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払するまでの期間を 15 営業日より延長させていただくことがあります。

(2) 事故相談のご案内

本店において、次のとおり事故のご報告、ご相談を受け付けています。

損害調査部 損害調査課

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12番 フロンティア四谷3F 電話 03-5312-8210

事故が起こった際のご連絡受付時間 : 24時間365日

事故に関するご相談、お問い合わせ等の受付時間 : 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除く）

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社の場合、保険会社の委託を受け保険契約の締結にあたる代理店が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約については、代理店のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、この判断に必要となる重要な事項を、十分に説明しなければなりません。当社では、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しています。また、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、意向確認事項に関する書面を交付しています。

お客様から署名または記名・捺印済みの保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。これで契約手続きが完了し、その後当社で保険証券または保険契約証を発行し、保険約款と共に送付またはお渡しいたします。（ただし、海外旅行保険については、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行いたします。）

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く。）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申込まれた保険契約等を除く。）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

（2）代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約の締結や保険料の領収などの業務を行います。当社には、保険契約締結の媒介のみを行う代理店もあります。

（3）代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受け、また代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

（4）代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、インターネット学習システム「エイチ・エス損害保険代理店eラーニング」を活用し、取扱商品に関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、本試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

（5）代理店数

当社の代理店数は、2012年3月31日現在88店です。

（6）勧誘方針

エイチ・エス損害保険株式会社は、損害保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年5月31日法律第101号）に基づく「勧誘方針」を下記のとおり定め、公表しています。

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。

4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なおご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ確かな支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2011年度における事業の概況

当期におけるわが国経済は、2011年3月11日に発生した東日本大震災およびその影響によるサプライチェーンの停滞、不安定な電力供給から、生産活動の停滞や個人消費の落ち込みを招き、厳しい状況にありました。夏季以降は、生産・輸出・消費を中心に経済活動の回復の動きが見られたものの、円高の進行や株式相場下落に加えて、欧州債務問題の深刻化、米国債の格下げ等海外経済の減速によって、その動きは緩やかなものに留まりました。また、雇用情勢については持ち直しの動きは見られるものの、依然厳しい状態が続いており、物価についても、デフレ状況が緩慢ながらも継続していることから、景気の先行きは不透明さを増す状況にあります。

損害保険業界では、自動車保険を中心に保険料収入は増加したものの、国内の自然災害やタイの洪水等の影響により損害率が大幅に上昇し、経営上厳しい状況が続きました。

海外旅行市場においては、震災後の旅行の取り消しや自粛傾向により、3月から6にかけての日本人出国者数は前年同期比7.4%減と大幅に減少し、業績が大きく悪化しました。しかしながら、円高の追い風もあって5月から自粛ムードが徐々に収まり、夏季以降は、節電による夏季休暇の長期化に加えて、節電対策としての海外旅行ニーズも高まったことで、7月の日本人出国者数が前年同期比4.3%増と増加に転じて以降、前年比増の傾向が続き、最終的に2011年4月から2012年3月の合計では、前年同期比5.5%の増加となりました（法務局速報および日本政府観光局推計による）。しかしながら、燃油サーチャージの高騰の影響で、欧米等への遠距離の旅行の増加は緩やかなものに留まり、アジアを中心としたいわゆる「安・近・短」の傾向が強まっています。

このような状況の中で当社は、2011年度事業計画において、「経営基盤の強化」「業務品質の向上」「活力ある組織の構築・運営」の3点を柱に掲げて、お客様の期待に応える社内組織体制の整備を図り、職員の新規採用、研修体制の整備、組織変更、システム開発等によって、経営管理、コンプライアンス、内部監査等の経営基盤とともに、保険金支払を中心とした顧客対応体制の整備に取り組んでまいりました。

また、4月には賃貸住宅入居者向けの家財総合保険「やさしいネット」、6月には業界最高水準の価格競争力を目指したインターネット契約専用海外旅行保険「スマートネット」を発売し、取扱商品の拡充および販売チャネルの拡大によって、営業基盤の拡大・強化を行っております。

こうした取り組みの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は前期に比し 462 百万円増加して 2,835 百万円となりました。一方、経常費用は前期に比し 431 百万円増加して 2,714 百万円となり、経常利益は前期に比し 30 百万円増加して 121 百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税等合計を加減した当期純利益は前期に比し 125 百万円増加して 212 百万円となりました。

保険引受の概況

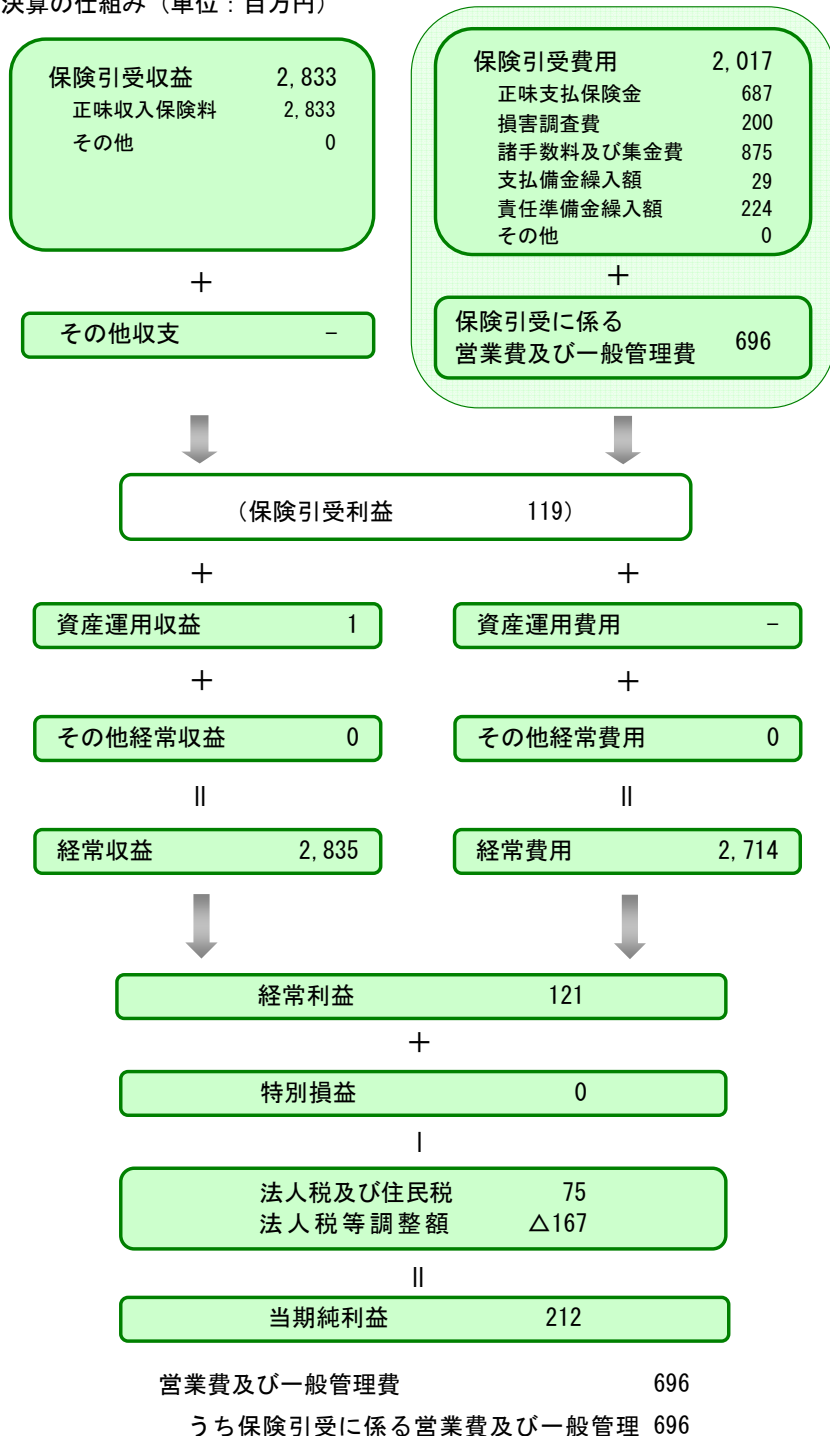
保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比し 19.5%増加して 2,833 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は前期に比し 31.9%増加して 687 百万円となりました。正味損害率は前期に比し 1.6 ポイント増加して 31.3%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期に比し 16.1%増加して 696 百万円となり、正味事業費率は前期に比し 2.6 ポイント減少して 55.5%となりました。

その結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した残額は 373 百万円となり、これに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受収支は 119 百万円の利益となりました。

資産運用の概況

当期は安全性、流動性の観点から全額を定期預金で運用した結果、当期の利息収入は 1 百万円となりました。

■ 決算の仕組み (単位: 百万円)



2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
正味収入保険料	363	2,015	2,171	2,371	2,833
経常収益	363	2,016	2,174	2,373	2,835
経常利益 (△は経常損失)	△375	20	109	90	121
当期純利益 (△は当期純損失)	△376	19	106	87	212
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	935	954	1,060	1,148	1,360
総資産額	1,393	1,818	1,978	2,298	3,003
責任準備金残高	198	410	435	625	850
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	20	20
単体ソルベンシー・マージン比率	1088.9%	641.8%	699.9%	754.7%	614.6%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	22	32	49	56	62

- (注) 1. 当社は2005年5月にエイチ・エス損害保険プランニング株式会社(準備会社)として設立し、2007年10月に損害保険業免許を取得し、同年11月より営業を開始しました。
2. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
		金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	0	0.0	-	
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	2,171	100.0	7.8	2,371	100.0	9.2	2,833	100.0	19.5	
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2,171	100.0	7.8	2,371	100.0	9.2	2,833	100.0	19.5	

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		3,194	100.0	3,509	100.0	4,178	100.0	19.1
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		3,194	100.0	3,509	100.0	4,178	100.0	19.1

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	0	100.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	0	100.0	-

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		1,022	100.0	1,138	100.0	1,345	100.0	18.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		1,022	100.0	1,138	100.0	1,345	100.0	18.2

(注) 支払再保険料＝出再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度		
		構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	0	0.5	-
海上		-	-	-	-	-	-	-
傷害		2	100.0	4	100.0	3	99.5	△ 3.0
自動車		-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-
合計		2	100.0	4	100.0	3	100.0	△ 2.5

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	△ 18	△ 21.1	-	△ 42	△ 35.2	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		110	100.0	470.2	108	121.1	△ 2.5	161	135.2	49.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		110	100.0	470.2	89	100.0	△ 19.5	119	100.0	34.1

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費
±その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
			構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	656.8
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		521	100.0	31.7	520	100.0	29.7	687	100.0	31.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		521	100.0	31.7	520	100.0	29.7	687	100.0	31.3

(注) 1. 正味支払保険金＝支払保険金(元受正味＋受再正味)－出再正味保険金

2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		745	100.0	744	100.0	981	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		745	100.0	744	100.0	981	100.0

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

該当ありません。

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度		2010年度		2011年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		223	100.0	223	100.0	294	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		223	100.0	223	100.0	294	100.0

(注) 回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者(社員)配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	656.8	8216.0	8872.8
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		31.7	59.9	91.6	29.7	58.1	87.8	31.2	54.1	85.3
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		31.7	59.9	91.6	29.7	58.1	87.8	31.3	55.5	86.8

- (注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	3,888.4	48,640.0	52,528.4
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		30.7	40.8	71.5	27.0	39.5	66.5	29.9	37.6	67.5
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		30.7	40.8	71.5	27.0	39.5	66.5	30.0	38.6	68.6

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2009年度	2010年度	2011年度
	国内契約		100.0%	100.0%
海外契約		-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2011年度	4	97.7
2010年度	4	97.9

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2011年度	100.0%	-	-	100.0%
2010年度	100.0%	-	-	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P社の格付けを使用しています。A-以上は「A以上」に区分しています。

②S&P社の格付けがない場合はAM Best社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明等)」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2009年度	2010年度	2011年度
1	年度開始時の未回収再保険金	35	35	30
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	223	223	294
3	当該年度回収額	223	228	280
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	35	30	43

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害		207	100.0	28.7	217	100.0	5.0	247	100.0	
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		207	100.0	28.7	217	100.0	5.0	247	100.0	

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2009年度			2010年度			2011年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	0	0.0	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		435	100.0	6.2	625	100.0	43.6	849	100.0	35.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		435	100.0	6.2	625	100.0	43.6	850	100.0	35.9

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

(単位：百万円)

区分	2009年度 末残高	2010年度 末残高	2011年度 増加額	2010年度減少額		2011年度 末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	18	21	23	21	-	23
価格変動準備金	-	-	0	-	-	0
合計	18	21	23	21	-	23

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表 (含む利益準備金及び任意積立金)

(単位：百万円)

区分	2009年度 期末残高	2010年度 期末残高	2011年度			
			増加額	減少額	期末残高	
資本金	1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)
		1,612	1,612	-	-	1,612
	計	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)
	1,612	1,612	-	-	1,612	
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	-	-	-	
	(任意積立金)	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	2011年度	28百万円
	2010年度	24百万円

⑦ 正味事業費

(単位:百万円)

区分		年度	2009年度	2010年度	2011年度
人	件	費	342	376	426
物	件	費	395	392	454
税		金	12	13	16
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金			-	-	-
契約者保護機構に対する負担金			1	1	0
諸手数料及び集金費			715	776	875
合		計	1,467	1,561	1,772

- (注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		1,474	74.5	1,738	75.6	2,075	69.1
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	20	0.9	20	0.7
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		7	0.4	6	0.3	6	0.2
運用資産計		1,481	74.9	1,765	76.8	2,102	70.0
総資産		1,978	100.0	2,298	100.0	3,003	100.0

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		2	0.16	1	0.10	1	0.09
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
小計		2	0.16	1	0.10	1	0.09
その他		-	-	-	-	-	-
合計		2	-	1	-	1	-

③ 海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	-	-
株式		-	-	20	100.0	20	100.0
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		-	-	20	100.0	20	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2009年度	2010年度	2011年度
国債		-	-	-
地方債		-	-	-
社債		-	-	-
株式		-	-	-
外国証券		-	-	-
その他の証券		-	-	-
合計		-	-	-

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2010年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	
国債		-	-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	-	-	-
株式		-	-	-	-	-	20	20
外国証券		-	-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	20	20

<2011年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	
国債		-	-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	-	-	-
株式		-	-	-	-	-	20	20
外国証券		-	-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	20	20

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2009年度末			2010年度末			2011年度末		
		株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業		-	-	-	400	20	100.0	400	20	100.0
合計		-	-	-	400	20	100.0	400	20	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

年度		2009年度末	2010年度末	2011年度末
区分				
土地	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物	営業用	7	6	6
	賃貸用	-	-	-
建物仮勘定	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計	営業用	7	6	6
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		17	13	12
有形固定資産合計		24	20	19

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<2010年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火	災	-	-	-	-	-
海	上	-	-	-	-	-
傷	害	398	227	-	-	625
自	動	-	-	-	-	-
自動車	車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		398	227	-	-	625

<2011 年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合 計
火 災		0	0	-	-	0
海 上		-	-	-	-	-
傷 害		531	318	-	-	849
自 動 車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合 計		532	318	-	-	850

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に 係る当期支払保険金	前期以前発生事故に 係る当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2011年度	310	270	74	△ 34
2010年度	296	255	55	△ 14
2009年度	230	197	22	10

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金
 ＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

① 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	117			728			822			744			989		
事故発生年度末	117			728			822			744			989		
1年後	116	0.987	△1	718	0.986	△10	834	1.014	11	785	1.055	41			
2年後	115	0.993	0	721	1.004	3	830	0.995	△3						
3年後	115	1.001	0	718	0.996	△3									
4年後	115	1.000	-												
最終損害見積り額	115			718			830			785			989		
累計保険金	115			700			799			759			710		
支払備金	-			18			30			25			278		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

② 自動車

該当ありません。

③ 賠償責任

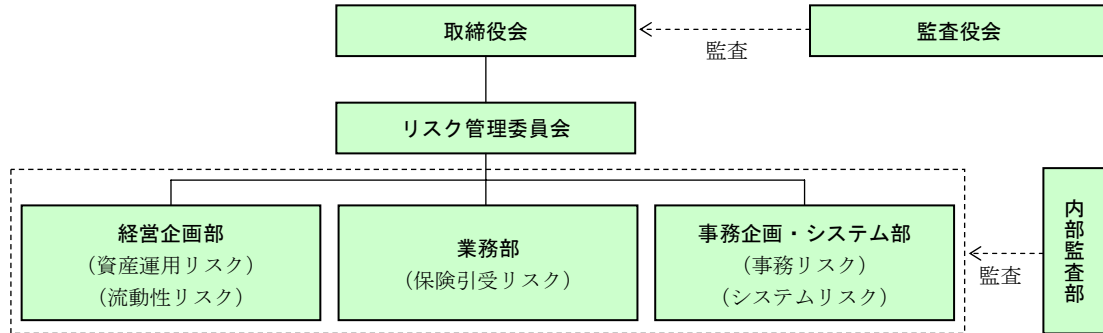
該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. リスク管理体制

当社では、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性に対する理解を踏まえ管理を行うほか、経営として当社が直面しているリスク全体を統合的に管理するために、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制としています。

そして、これらの体制は、リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



(1) 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

当社の受再方針

当社は、「地震保険に関する法律」に基づく地震再保険契約を除き、受再を行わないこととしています。

(2) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。

したがって、現状では当社の資産運用リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

資産運用リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

(4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役員・社員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社では、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

(5) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

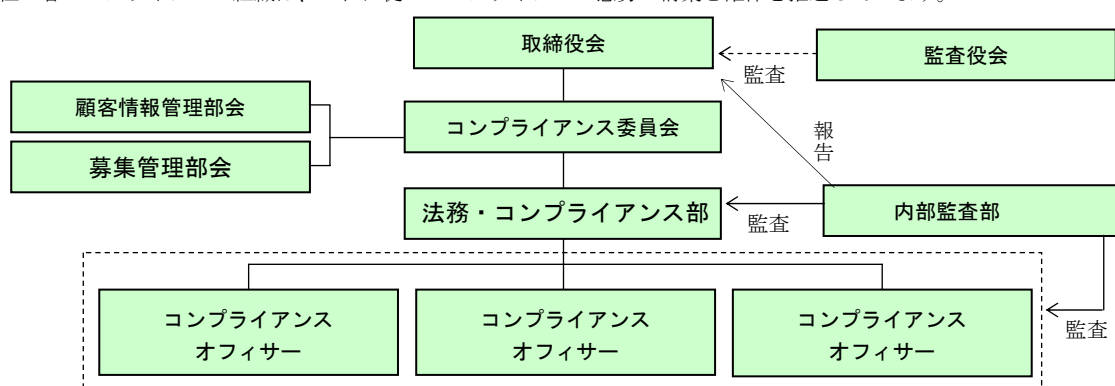
2. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を整備しています。

具体的な取組にあたっては、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する機関として位置付けています。このコンプライアンス委員会の下に顧客情報の適正な管理を行うための態勢整備を課題とする顧客情報管理部と保険募集における顧客保護を課題とする募集管理部を設置しています。

コンプライアンス委員会の事務局をはじめとして、コンプライアンス統括部門として法務・コンプライアンス部が各種施策の立案、推進等を行い、各部署に配置したコンプライアンス・オフィサーが施策の実現を担う体制としています。

また、取締役会は、コンプライアンス推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、当社の各コンプライアンス組織は、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保を推進しています。



(2012年6月30日現在)

コンプライアンス基本方針

1. 損害保険会社は、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを深く認識し、法令の遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
2. 法令遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を統合したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
3. 顧客の保護の視点から、法令遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行なってまいります。
4. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

6. 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、2007年11月12日開催の取締役会において、内部統制に関する基本方針を下記のとおり決議し、当該基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理行動規範」および「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組んでいます。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確化するとともに、コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行してまいります。

また、内部監査体制の重要性に鑑みその充実をはかり、コンプライアンスの適合性の検証とその結果の取締役会への報告等を実行しています。なお、違法行為等の発生についての情報確保と予防を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼす恐れのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを統合的に管理するため「リスク管理規程」等の整備を行っています。また、リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告することとしています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役の業務分担や指揮命令系統等を明確化するとともに報告のルール化を行い、取締役が効率的に職務の執行を行うことが出来る体制を整備、確保しています。また、意思決定の迅速化を図るため、経営の重要事項については、経営会議で協議を行い、規程により必要な案件については、社外役員を含む取締役会での審議を経て決定を行っています。

(5) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等社内重要委員会等の会議への出席を通して、取締役および使用人との意見交換の場を確保しています。また、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。その他、取締役および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶ恐れのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、すみやかに報告しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。当面の間、社内の内部監査部門、社外会計監査法人等の協力を得て対応することとしています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部監査部門等からの監査の結果を報告させるとともに、必要に応じて内部監査部門と連携した実査を含む効率的な監査を実施できる体制を確保します。

7. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指し、お客様の個人情報の取扱いに関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言 （個人情報保護に関する基本方針）

当社は、皆様にご信頼いただき、お選びいただける損害保険会社となるため、皆様の大切な個人情報の保護を、重要な社会的責務であると認識しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の適正な取扱いが行われるよう当社代理店、当社従業員への教育・指導の徹底に取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善に努めてまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種お問い合わせ、相談、事故報告等をお電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客様にとってより明確になるように努め、ホームページなどで公表します。なお、取得の状況に応じて利用目的を限定するように努め、申込書などに記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページなどにより公表します。

- (1) 当社が取り扱う損害保険商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受、維持、管理、損害調査業務含む）、およびこれに付帯・関連するサービス業務を行うため
- (2) 当社および当社の関連会社が扱う各種商品やサービスのご案内・提供のため
- (3) 各種イベント・キャンペーンなどのご案内、各種情報の提供のため
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため
- (5) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる新たな商品・サービスの開発のため
- (6) 当社または当社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケート実施のため
- (7) お問い合わせ・依頼などへの対応のため
- (8) 他の事業者から委託された業務（個人情報またはデータの処理の全部または一部についての委託）の遂行のため
- (9) 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理などに関する業務のため
- (10) その他保険に関連・付随する業務のため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険手続きを行う場合
- (4) 関連会社・提携会社との間で共同利用を行う場合（下記6. 関連会社・提携会社との共同利用をご覧ください。）
- (5) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記5. をご覧ください。）

4. 個人データ取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば主に次のような場合に、個人データの取扱いを外部に委託しています。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務

5. 損害保険会社間の情報の相互利用制度など

- (1) 損害保険業界の不正請求防止制度などについて

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用しています。詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

- (2) 代理店など情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員などの採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託などのために、日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者などの情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

6. 関連会社・提携会社との共同利用

当社と、当社の関連会社・提携会社との間で以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日その他申込書などに記載された契約内容および保険事故等に関する内容
- (2) 管理責任者 エイチ・エス損害保険株式会社
- (3) 共同利用を行う関連会社・提携会社
 - ・関連会社 現時点で共同利用を行う会社はありません（2012年3月末日現在）。
 - ・提携会社 現時点で共同利用を行う会社はありません（2012年3月末日現在）。

7. センシティブ（機微）情報の取扱い

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療および性生活などのセンシティブ情報は、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令などに基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

8. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店または下記12.のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の

『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記 12. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止などの手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止などに関するご請求については、下記 12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。詳しくは、お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規定などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記 12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイアウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは弊社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

11. 継続的な改善の取り組み

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的な見直しを行い、継続的な改善に努めます。また、この個人情報保護宣言の内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか弊社のホームページなどに掲載し、公表します。

12. 個人情報に関するお問合せ窓口

当社は、個人情報の取扱いに対する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からの E メール、ダイレクトメールなどによる新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお客様相談室までお申出ください。ご本人からのご希望であることを確認させていただき、これらの発送停止など自主的な利用停止などをいたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、ならびに安全管理措置などに関するご質問は、お客様相談室までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

お客様相談室

電話 0120-937-836 (祝日・年末年始を除く月～金 09:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

なお、当社は、個人情報保護法第 37 条に規定する認定個人情報保護団体である日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 9 番地

電話 ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022-808

IP 電話や PHS から 03-4332-5241

(受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

8. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合、判明した後速やかに関係を解消します。

(2) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

(3) 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図ります。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

9. 利益相反管理の基本方針

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

(1) 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

(2) 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

(3) 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的監査を実施します。

(4) 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ① 当社の親金融機関等
- ② 当社の子金融機関等

(注) 保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2010年度	2011年度	科 目	2010年度	2011年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,738	2,075	保険契約準備金	843	1,097
有価証券	20	20	支払備金	217	247
株式	20	20	責任準備金	625	850
有形固定資産	20	19	その他負債	285	521
建物	6	6	共同保険借	—	33
その他の有形固定資産	13	12	再保険借	81	110
無形固定資産	188	179	未払法人税等	10	84
ソフトウェア	188	179	預り金	1	5
その他の無形固定資産	0	0	未払金	58	55
その他資産	330	541	仮受金	133	231
代理店貸	159	276	賞与引当金	21	23
共同保険貸	—	0	価格変動準備金	—	0
再保険貸	30	43	負債の部合計	1,150	1,642
未収金	16	72	(純資産の部)		
未収収益	0	0	資本金	1,612	1,612
預託金	18	18	利益剰余金	△ 463	△ 251
地震保険預託金	—	0	繰越利益剰余金	△ 463	△ 251
仮払金	57	81	純資産の部合計	1,148	1,360
前払費用	38	36			
その他の資産	9	10			
繰延税金資産	—	167			
資産の部合計	2,298	3,003	負債及び純資産の部合計	2,298	3,003

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

5. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	2,075	2,075	—
②代理店貸	276	276	—

（注 1）金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注 2）非上場株式（貸借対照表計上額 20 百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は 59 百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債務は 146 百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は 167 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金 152 百万円であります。

(追加情報)

法人税率の変更による繰延税金資産等の修正は次のとおりであります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は主として従来の 36.21%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 33.33%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.78%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 23 百万円減少し、法人税等調整額は 23 百万円増加し、当期純利益は 23 百万円減少しております。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	353	百万円
同上にかかる出再支払備金	105	百万円
差引	247	百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	689	百万円
同上にかかる出再責任準備金	157	百万円
差引(イ)	531	百万円
その他の責任準備金(ロ)	318	百万円
計(イ+ロ)	850	百万円

16. 1株当たりの純資産額は42,214円01銭であります。

17. 重要な後発事象

該当事項はありません。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2010年度	2011年度
経常収益	2,373	2,835
保険引受収益	2,371	2,833
正味収入保険料	2,371	2,833
為替差益	0	—
積立保険料等運用益	—	0
資産運用収益	1	1
利息及び配当金収入	1	1
積立保険料等運用益振替	—	0
その他経常収益	0	0
経常費用	2,282	2,714
保険引受費用	1,682	2,017
正味支払保険金	520	687
損害調査費	184	200
諸手数料及び集金費	776	875
支払備金繰入額	10	29
責任準備金繰入額	190	224
為替差損	—	0
営業費及び一般管理費	600	696
その他経常費用	0	0
経常利益	90	121
特別損失	—	0
価格変動準備金繰入額	—	0
税引前当期純利益	90	121
法人税及び住民税	3	75
法人税等調整額	—	△167
法人税等合計	3	△91
当期純利益	87	212

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益の総額は378百万円、費用の総額は1,437百万円であります。
2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	4,178百万円
支払再保険料	1,345百万円
差引	2,833百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	981 百万円
回 収 再 保 険 金	294 百万円
差 引	687 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,485 百万円
出 再 保 険 手 数 料	609 百万円
差 引	875 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 繰 入 額 (出 再 支 払 備 金 控 除 前)	42 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 繰 入 額	12 百万円
差 引	29 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普 通 責 任 準 備 金 繰 入 額 (出 再 責 任 準 備 金 控 除 前)	163 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	30 百万円
差 引	133 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額	90 百万円
計	224 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	1 百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0 百万円
計	1 百万円

8. 1株当たりの当期純利益は6,602円06銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	㈱エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代理 店の委託	代理店手数 料の支払	1,437	未払手数料	146
			保険契約の 引受	元受保険料 の受取	378	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

2. 上記(1)の金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2010年度	2011年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		90	121
減価償却費		50	79
減損損失		—	—
支払備金の増減額 (△は減少)		10	29
責任準備金の増減額 (△は減少)		190	224
利息及び配当金収入		△ 1	△ 1
支払利息		0	0
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)		24	△ 211
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)		30	164
その他		—	—
小 計		394	405
利息及び配当金の受取額		1	1
利息の支払額		0	0
法人税等の支払額		△ 1	△ 1
営業活動によるキャッシュ・フロー		394	405
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 20	—
有価証券の売却・償還による収入		—	—
資産運用活動計		△ 20	—
(営業活動及び資産運用活動計)		(374)	(405)
有形固定資産の取得による支出		△ 6	△ 10
有形固定資産の売却による収入		—	—
その他		△ 104	△ 57
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 130	△ 68
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入		—	—
株式の発行による収入		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		264	336
現金及び現金同等物の期首残高		1,474	1,738
現金及び現金同等物期末残高		1,738	2,075

〔キャッシュ・フローの注記〕

1. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2010年度	2011年度
株主資本			
資本金			
当期首残高		1,612	1,612
当期変動額		—	—
当期末残高		1,612	1,612
資本剰余金			
当期首残高		—	—
当期変動額		—	—
当期末残高		—	—
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		△ 551	△ 463
当期変動額			
当期純利益		87	212
当期末残高		△ 463	△ 251
株主資本合計			
当期首残高		1,060	1,148
当期変動額			
当期純利益		87	212
当期末残高		1,148	1,360
評価・換算差額等			
当期首残高		—	—
当期変動額		—	—
当期末残高		—	—
純資産合計			
当期首残高		1,060	1,148
当期変動額			
当期純利益		87	212
当期末残高		1,148	1,360

[株主資本等変動計算書の注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	—	—	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

【参考】

	2010年度 旧基準	2011年度 現行基準	2010年度 現行基準
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	1,375	1,679	1,375
資本金又は基金等	1,148	1,360	1,148
価格変動準備金	----	0	----
危険準備金	----	----	----
異常危険準備金	227	318	227
一般貸倒引当金	----	----	----
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	----	----	----
土地の含み損益	----	----	----
払戻積立金超過額	----	----	----
負債性資本調達手段等	----	----	----
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	----	----	----
控除項目	----	----	----
その他	----	----	----
(B) 単体リスクの合計額	364	546	485
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$			
一般保険リスク (R ₁)	212	386	330
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	----	----	----
予定利率リスク (R ₃)	----	----	----
資産運用リスク (R ₄)	21	27	23
経営管理リスク (R ₅)	11	16	14
巨大災害リスク (R ₆)	140	141	140
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / { (B) × 1/2 }] × 100	754.7	614.6	566.3

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（表の「(B) 単体リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。
単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保 險 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る
(一 般 保 險 引 受 リ ス ク) 危険(巨大災害に係る危険を除く)
(第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク)
- ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ること
(予 定 利 率 リ ス ク) により発生し得る危険
- ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動する
(資 産 運 用 リ ス ク) ことにより発生し得る危険等
- ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及
(経 営 管 理 リ ス ク) び⑤以外のもの
- ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）に
(巨 大 災 害 リ ス ク) より発生し得る危険

- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報

該当ありません。

6. その他

保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

VI 保険会社およびその子会社等の概況

1. 保険会社およびその子会社等の主要な概況

該当ありません。



エイチ・イス損害保険株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12番 フロンティア四谷3F

<http://www.hs-sonpo.co.jp>